



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年3月31日(火) 号外(第14号)

目次

ページ

教育委員会規則

- 群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与等に関する規則(学校人事課) 2
- 群馬県公立学校等会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則(同) 11
- 群馬県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則(同) 15
- 群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則(同) 18

教育委員会訓令

- 職員の勤務時間及び休憩時間に関する規程の一部を改正する訓令(総務課) 19

教育委員会規則

群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与等に関する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

群馬県教育委員会規則第二十三号

群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例(令和元年群馬県条例第十五号。第十五条第一項を除き、以下「条例」という。)の規定に基づき、給与の支給等に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務する施設)

第二条 条例第二条第一項第二号の教育委員会規則で定める施設は、市町村立の適応指導教室とする。

(給料等の支給)

第三条 給料又は報酬(以下「給料等」という。)の支給定日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い同法に規定する休日又は日曜日若しくは土曜日でない日を支給定日とする。

一 条例第二条第一号に規定する公立学校等会計年度任用職員(条例第五条第五項の規定により報酬の額を定めた非常勤の講師を除く。)。条例第十一条第一項に規定する給与期間の翌月十日

二 条例第二条第一号に規定する公立学校等会計年度任用職員(条例第五条第五項の規定により定めた非常勤の講師に限る。)及び条例第二条第一項第二号に規定する公立学校等会計年度任用職員 条例第十一条第一項に規定する給与期間の翌月二十一日

2 教育委員会は、災害その他特別の事情により、その必要を認めるときは、前項の支給定日を変更することができる。

第四条 給料等の支給定日前において退職又は死亡した公立学校等会計年度任用職員には、その際給料等を支給する。

第五条 公立学校等会計年度任用職員が、公立学校等会計年度任用職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、結婚、死亡その他これに準ずる非常の場合の費用に充てるため給料等を請求した場合には、給料等の支給定日前であっても、請求の日までの給料等をその際支給する。

2 前項の規定により月額で給料等を定める公立学校等会計年度任用職員に支給する請求の日までの給料等の額は、その給与期間の現日数から週休日(群馬県公立学校等会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則(令和二年群馬県教育

委員会規則第二十四号。以下「公立学校等会計年度任用職員勤務時間等規則」という。)第三条第一項に規定する週休日をいう。)の日数を差し引いた日数を基礎とした日割による計算により算出した額とする。

(号給の基準)

第六条 条例第四条第二項に規定するフルタイム公立学校等会計年度任用職員の号給は、別表第一に定める範囲内で教育委員会が定めるものとする。

(公立学校等会計年度任用職員となった者の号給)

第七条 条例第四条第一項に規定する給料表の適用を受けるフルタイム公立学校等会計年度任用職員となった者の号給は、別表第一に定める当該フルタイム公立学校等会計年度任用職員の属する区分の最低の号給(事務職給料表の適用を受けるフルタイム公立学校等会計年度任用職員のうち事務補助職に従事するフルタイム公立学校等会計年度任用職員にあつては、一号給)(以下「最低号給」という。)とする。

2 前項の規定にかかわらず、栄養職給料表の適用を受けるフルタイム公立学校等会計年度任用職員にあつては、最低号給の号給に群馬県公立学校職員初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十三年群馬県教育委員会規則第十八号)別表第九に定める学歴免許等資格区分表の基準学歴区分欄が「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格を取得したとき以後の月数を別表第二に定めるところにより換算した月数を十二月で除した数に四を乗じて得た数(その数に「未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)を加えて得た数(その数が別表第一に定める当該フルタイム公立学校等会計年度任用職員の属する区分の最高の号給の号給を超えるときは、当該最高の号給の号給とする。)を号給とする号給とする。

第八条 前条の規定にかかわらず、採用の日の属する会計年度の前会計年度(以下「前会計年度」という。)において教育委員会が定める同種の業務(以下「同種の業務」という。)に従事していたフルタイム公立学校等会計年度任用職員(事務職給料表の適用を受けるフルタイム公立学校等会計年度任用職員のうち事務補助職に従事するフルタイム公立学校等会計年度任用職員を除く。)の号給は、前会計年度の当該フルタイム公立学校等会計年度任用職員の号給の号数(前会計年度にパートタイム公立学校等会計年度任用職員であつたフルタイム公立学校等会計年度任用職員にあつては、当該パートタイム公立学校等会計年度任用職員を当該パートタイム公立学校等会計年度任用職員の職務に従事するフルタイム公立学校等会計年度任用職員と仮定した場合の当該フルタイム公立学校等会計年度任用職員の号給の号数)に前会計年度において当該フルタイム公立学校等会計年度任用職員が同種の業務に従事した月数を別表第三に定めるところにより換算した月数を十二月で除した数に四を乗じて得た数(その数に「未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)を加えて得た数(その数が別表第一に定める当該フルタイム公立学校等会計年度任用職員の属する区分の最高の号給の号数を超えるときは、当該最高の号給の号数とする。)を号給とする号給とする。

(時間外勤務手当に相当する報酬等)

第九条 条例第五条第六項に規定する時間外勤務手当に相当する報酬及び休日勤務手当に相当する報酬の支給については、月額、時間額その他パートタイム公立学校等

会計年度任用職員の報酬の額の定め方を考慮して行うものとする。
(一時間当たりの報酬額)

第十条 条例第五号第七項第三号に規定するパートタイム公立学校等会計年度任用職員の勤務一時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 月額で報酬の額を定めるパートタイム公立学校等会計年度任用職員 条例第五条第五項の規定により月額で定めた報酬額に十二を乗じて得た額を、一週間当たりの正規の勤務時間(公立学校等会計年度任用職員勤務時間等規則第二条第二項及び第三条から第五条までの規定により定められた勤務時間をいう。以下同じ。)に五十二を乗じたものから十八日に七・七五を乗じたものを減じて得た数で除して得た額
- 二 時間額で報酬の額を定めるパートタイム公立学校等会計年度任用職員 条例第五条第五項の規定により時間額で定めた報酬額
- 三 日額で報酬の額を定めるパートタイム公立学校等会計年度任用職員 条例第五条第五項の規定により日額で定めた報酬額を一日当たりの正規の勤務時間で除して得た額

四 授業一回当たりの単価で報酬の額を定めるパートタイム公立学校等会計年度任用職員 条例第五条第五項の規定により授業一回当たりの単価で定めた報酬額を授業一回当たりの正規の勤務時間で除して得た額に六十を乗じて得た額
(休日に割り振られた勤務時間に係る報酬)

第十一条 月額で報酬の額を定めるパートタイム公立学校等会計年度任用職員以外のパートタイム公立学校等会計年度任用職員が公立学校等会計年度任用職員勤務時間等規則第七条の規定により同条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日(公立学校等会計年度任用職員勤務時間等規則第八条第一項の規定により指定された休日を含む。)に割り振られた勤務時間に勤務することを要しないときは、当該勤務することを要しない勤務時間に係る報酬は、支給しない。

(期末手当を支給しない公立学校等会計年度任用職員)

第十二条 条例第六号第一項の教育委員会規則で定める公立学校等会計年度任用職員は、次の各号のいずれかに該当する公立学校等会計年度任用職員とする。

- 一 一週間当たりの正規の勤務時間が二十時間未満の公立学校等会計年度任用職員
- 二 停職者(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。))第二十九条第一項の規定により停職にされている公立学校等会計年度任用職員をいう。

三 育児休業職員(育児休業(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条の規定による育児休業をいう。以下同じ。))をしている公立学校等会計年度任用職員をいう。以下同じ。)のうち、職員の育児休業等に関する条例(平成四年群馬県条例第一号)第七条第一項に規定する職員以外の公立学校等会計年度任用職員

四 語学指導等を行う外国青年招致事業により任用する公立学校等会計年度任用職員

(支給日)

第十三条 条例第六号第一項の教育委員会規則で定める日は、群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則(昭和三十五年群馬県教育委員会規則第十七号)第四十四条の八に規定する日とする。

(期末手当に係る在職期間)

第十四条 条例第六号第二項に規定する在職期間は、条例の適用を受ける公立学校等会計年度任用職員(一週間当たりの正規の勤務時間が二十時間未満の公立学校等会計年度任用職員を除く。)として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

- 一 第十二条第二号に掲げる公立学校等会計年度任用職員として在職した期間については、その全期間
- 二 育児休業職員(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が一箇月以下である公立学校等会計年度任用職員を除く。))として在職した期間については、その二分の一の期間
- 三 休職にされていた期間(次に掲げる期間を除く。))については、その二分の一の期間

イ 公立学校等会計年度任用職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)第二条第二項に規定する通勤、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第七条第二項に規定する通勤又は群馬県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十二年群馬県条例第三十六号)第二条の第一項に規定する通勤をいう。以下同じ。))により負傷し、若しくは疾病にかかり、法

第二十八条第二号に掲げる事由に該当して休職にされていた期間

ロ 公立学校等会計年度任用職員が結核性疾患により法第二十八条第二号第一号に掲げる事由に該当して休職にされていた期間

四 条例第九条の規定により給与を減額された期間(公立学校等会計年度任用職員勤務時間等規則第十二条第二項に規定する休暇の期間を除く。)

第十五条 群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例第六号第一項に規定する基準日以前六箇月以内の期間において、次に掲げる者が同条例の適用を受ける公立学校等会計年度任用職員となった場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、前条第一項の在職期間に算入する。ただし、それらの者として在職した期間に係る期末手当が同条例以外の条例に基づき支給される場合(第七号に規定する退職派遣者を含む。))は、算入しない。

一 群馬県職員の給与に関する条例(昭和二十六年群馬県条例第五十五号)の適用を受ける職員(会計年度任用職員を除く。)

二 群馬県公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年群馬県条例第四十一号。以下「学校職員給与条例」という。))の適用を受ける職員

三 群馬県会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例(令和元年群馬県条例第六号)の適用を受ける職員

- 四 群馬県企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和三十三年群馬県条例第四十四号)の適用を受ける職員
- 五 群馬県病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成十四年群馬県条例第六十七号)の適用を受ける職員
- 六 法第三条第三項第一号から第四号までに掲げる特別職に属する県の職員
- 七 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第十条第二項に規定する退職派遣者
- 2 前項の期間の算定については、同項第一号、第二号及び第四号から第七号までに掲げる者にあつては群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則第四十三条の六第二項の規定を、前項第三号に掲げる者にあつては前条第二項の規定を準用する。
(期末手当基礎額)
- 第十六条 時間額パートタイム公立学校等会計年度任用職員の期末手当基礎額は、条例第五条第三項に規定する報酬の時間額に一週間当たりの正規の勤務時間を乗じ、その額に五十二を乗じて得た額を十二で除した額とする。
- 2 条例第五条第五項の規定により報酬の額を定めたパートタイム公立学校等会計年度任用職員の期末手当基礎額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 一 月額で報酬の額を定めるパートタイム公立学校等会計年度任用職員 条例第五条第五項の規定により月額で定めた報酬額
 - 二 時間額で報酬の額を定めるパートタイム公立学校等会計年度任用職員 条例第五条第五項の規定により時間額で定めた報酬額に一週間当たりの正規の勤務時間を乗じ、その額に五十二を乗じて得た額を十二で除した額
 - 三 日額で報酬の額を定めるパートタイム公立学校等会計年度任用職員 第十条第三号に規定する額に一週間当たりの正規の勤務時間を乗じ、その額に五十二を乗じて得た額を十二で除した額
 - 四 授業一回当たりの単価で報酬の額を定めるパートタイム公立学校等会計年度任用職員 条例第五条第五項の規定により授業一回当たりの単価で定めた報酬額に一週間当たりにその担当する授業の回数を乗じ、その額に五十二を乗じて得た額を十二で除した額
- (群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の準用)
- 第十七条 条例第六条第五項の規定により読み替えて準用する学校職員給与条例第二十三条の二及び第二十三条の三の規定を適用する場合においては、群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則第四十三条の八から第四十三条の十四までの規定を準用する。
(期末手当基礎額の端数計算)
- 第十八条 条例第六条第三項の期末手当基礎額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
(通勤手当等の額)
- 第十九条 通勤手当又は通勤に係る費用弁償(以下「通勤手当等」という。)の額は、次の各号に掲げる公立学校等会計年度任用職員の区分に応じ、第一号及び第三号に

- 掲げる公立学校等会計年度任用職員にあつては第二十一条に規定する支給対象期間(支給対象期間の異なる複数の交通機関等を利用する場合は、最も期間の長い支給対象期間。以下この条及び第二十五条において同じ。)、第二号に掲げる公立学校等会計年度任用職員にあつては月の初日から末日までの期間につき、当該各号に定める額とする。
 - 一 学校職員給与条例第十六条第一項第一号に定める通勤手当の支給要件に該当する公立学校等会計年度任用職員 その者の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)
 - 二 学校職員給与条例第十六条第一項第二号に定める通勤手当の支給要件に該当する公立学校等会計年度任用職員 次に掲げる公立学校等会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - イ フルタイム公立学校等会計年度任用職員 別表第四に定める額
 - ロ 月額で報酬の額を定めるパートタイム公立学校等会計年度任用職員 別表第四に定める額に一週間当たりの要勤務日数(第二十三条に規定する日数をいう。同条を除き、以下同じ。)を五で除した割合を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)
 - ハ ロに掲げる職員以外のパートタイム公立学校等会計年度任用職員 別表第五に定める額に一箇月の勤務日数(出張、休暇、欠勤その他の事由により勤務公署に通勤しない日数を除く。以下同じ。)を乗じて得た額(その額が別表第四に定める額を超える場合は、同表に定める額)
 - 三 学校職員給与条例第十六条第一項第三号に定める通勤手当の支給要件に該当する公立学校等会計年度任用職員 次に掲げる公立学校等会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - イ 学校職員給与条例第十六条第一項第三号に定める通勤手当の支給要件に該当する公立学校等会計年度任用職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である公立学校等会計年度任用職員以外の公立学校等会計年度任用職員であつて、その利用する交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。)のうち、自動車等の使用距離が片道二キロメートル以上である公立学校等会計年度任用職員及び自動車等の使用距離が片道二キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である公立学校等会計年度任用職員 運賃等相当額及び当該運賃等相当額の支給対象期間の各月において前号イ、ロ又はハの規定により算出した額の総額の合計額
 - ロ 運賃等相当額が当該運賃等相当額の支給対象期間の各月において前号イ、ロ又はハの規定により算出した額の総額以上である公立学校等会計年度任用職員 (イ)に掲げる公立学校等会計年度任用職員を除く。) 第一号に定める額
 - ハ 運賃等相当額が当該運賃等相当額の支給対象期間の各月において前号イ、ロ又はハの規定により算出した額の総額未満である公立学校等会計年度任用職員 (イ)に掲げる公立学校等会計年度任用職員を除く。) 当該運賃等相当額の支給対象期間の各月において前号イ、ロ又はハの規定により算出した額の総額

2 前項第二号イ及びロ並びに第三号イ及びハの規定にかかわらず、月の初日以外の日において学校職員給与条例第十六条第一項第二号又は第三号に定める通勤手当の支給要件に該当した場合、通勤手当等の額を変更すべき事実が生ずるに至った場合、月の末日以外の日において離職し、死亡し、又は当該支給要件を欠くに至った場合及び出張、休暇、欠勤その他の事由により当該任用期間内において月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合の前項第二号イ及びロ並びに第三号イ及びハに規定する公立学校等会計年度任用職員に支給する当該月の通勤手当等の額は、教育委員会が別に定める。

3 公立学校等会計年度任用職員が複数の勤務公署に勤務する場合の通勤手当等の額は、前各項の規定にかかわらず、教育委員会が別に定める。

(届出並びに確認及び決定)

第二十条 公立学校等会計年度任用職員は、学校職員給与条例第十六条第一項各号に定める通勤手当の支給要件を具備するに至った場合には教育長が別に定める様式により、その通勤の実情を速やかに教育長に届け出なければならない。住所、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のために負担する運賃等の額に変更があった場合についても同様とする。

2 教育長は、前項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券(これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。)の提示を求める等の方法により確認し、その者が学校職員給与条例第十六条第一項各号に定める通勤手当の支給要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当等の額を決定し、又は改定しなければならない。

(支給対象期間)

第二十一条 支給対象期間は、公立学校等会計年度任用職員の任用期間において、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、月の初日以外の日において学校職員給与条例第十六条第一項第一号又は第三号に定める通勤手当の支給要件に該当した場合、通勤手当等の額を変更すべき事実が生ずるに至った場合、月の末日以外の日において離職し、死亡し、又は当該支給要件を欠くに至った場合及び出張、休暇、欠勤その他の事由により当該任用期間内において月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合の支給対象期間は、教育委員会が別に定める。

一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 当該交通機関等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ六箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間

二 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 一箇月

2 前項の規定により定めた支給対象期間を経過した後、改めて支給対象期間を定める場合は、同項の任用期間は、当該公立学校等会計年度任用職員の任用期間から経過した支給対象期間を除いた期間とする。

(運賃等相当額の算出基準)

第二十二条 運賃等相当額の算出の基準は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も

経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額によるものとする。

2 前項の通勤の経路又は方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであってはならない。ただし、勤務時間が深夜に及ぶため、これにより難い場合等正当な事由がある場合は、この限りでない。

3 運賃等相当額は、次に該当する場合を除くほか、第一号の規定による額(使用されるべき通用期間の異なる複数の交通機関等の定期券を使用する場合にあつては、最も通用期間の長い定期券を使用する交通機関等の定期券の価額に当該通用期間において必要となるそれ以外の交通機関等の定期券の価額を加えた額)と同号に規定する使用されるべき通用期間(使用されるべき通用期間の異なる複数の交通機関等の定期券を使用する場合にあつては、最も通用期間の長い定期券の通用期間)の各月において第二号の規定により算出した額の総額との合計額とする。ただし、前条第一項ただし書に規定する場合の運賃等相当額は、教育委員会が別に定める。

一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等を利用する区間については、使用されるべき通用期間の定期券の価額

二 前号に掲げる区間以外の交通機関等を利用する区間については、その使用が最も経済的かつ合理的であると認められる回数乗車券等の一箇月の通勤日数の分の運賃等の額

4 第二項ただし書に該当する場合の運賃等相当額は、往路及び帰路の交通機関等を利用するそれぞれの区間について、前項各号による額の算出方法に準じて算出した額とする。

5 公立学校等会計年度任用職員が複数の勤務公署に勤務する場合の運賃等相当額の算出の基準は、前各項の規定にかかわらず、教育委員会が別に定める。

(一週間当たりの要勤務日数)

第二十三条 一週間当たりの要勤務日数は、次の各号に掲げる公立学校等会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

一 一週間ごとの勤務日の日数が同一である公立学校等会計年度任用職員 一週間ごとの勤務日の日数

二 一週間ごとの勤務日の日数が同一でない公立学校等会計年度任用職員 勤務日の日数を割り振る期間(以下「単位期間」という。)ごとの勤務日の日数を、単位期間の日数を七で除して得た日数で除して得た日数(その日数に一日未満の端数があるときは、その端数を四捨五入して得た日数)

(通勤手当等の支給の始期及び終期等)

第二十四条 通勤手当等の支給は、公立学校等会計年度任用職員が新たに学校職員給与条例第十六条第一項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するに至った場合においてはその日から開始し、通勤手当等を支給されている公立学校等会計年度任用職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当等を支給されている公立学校等会計年度任用職員が同項各号に定める通勤手当の支給要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日をもって

終わる。ただし、通勤手当等の支給の開始については、第二十条第一項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後には、その届出を受け受理した日から行うものとする。

2 通勤手当等は、これを受けている公立学校等会計年度任用職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日からその額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当等の額を増額して改定する場合におけるその額の改定について準用する。

(通勤手当等の支給)

第二十五条 運賃等相当額のうち、第二十二条第三項に規定する同項第一号の規定による額については、その額を支給対象期間の月数で除して得た額(その額に一円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額)とし、支給対象期間の最後の月は運賃等相当額から当該支給対象期間において既に支給された額を差し引いた額とする。(を)その支給を受ける者の支給対象期間の給料等の各月の支給定日に支給する。

2 運賃等相当額のうち、第二十二条第三項に規定する同項第二号の規定による額については、各月の給料等の支給定日に支給する。

3 運賃等相当額のうち、第二十二条第四項に規定する同条第三項第一号の規定による額の算出方法に準じて算出した額については第一項に、同条第四項に規定する同条第三項第二号の規定による額の算出方法に準じて算出した額については前項にそれぞれ規定する支給方法に準じて支給する。

4 第十九条第一項第二号の規定による通勤手当等の額は、各月の給料等の支給定日に支給する。

5 第十九条第一項第三号の規定による通勤手当等の額のうち、同号イに規定する運賃等相当額については第一項及び第二項に規定する支給方法に準じて支給し、同号イに規定する同条第一項第二号イ、ロ又はハの規定により算出した額の総額については各月の給料等の支給定日に同号に定める額を支給する。

6 第十九条第一項第三号の規定による通勤手当等の額のうち、同号ロに定める額については、第一項及び第二項に規定する支給方法に準じて支給する。

7 第十九条第一項第三号の規定による通勤手当等の額のうち、同号ハに定める額については、第四項に準じて支給する。

8 前各項の規定にかかわらず、第十九条第二項又は第二十一条第一項ただし書に規定する場合の通勤手当等の支給方法は、教育委員会が別に定める。

第二十六条 通勤手当等は、この規則に特別の定めがあるもののほか、公立学校等会計年度任用職員の給料等の支給方法に準じて支給する。ただし、前条に規定する通勤手当等の支給の日までに第二十条第一項の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

(事後の確認)

第二十七条 教育長は、現に通勤手当等の支給を受けている公立学校等会計年度任用職員について、その者が学校職員給与条例第十六条第一項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するかどうか及び通勤手当の月額が適当であるかどうかを当該公立

学校等会計年度任用職員に定期券の提示を求め、又は通勤の実情を实地に調査する方法により、随時確認するものとする。

(有料の駐車場等利用者に対する加算)

第二十八条 学校職員給与条例第十六条第一項第二号又は第三号に定める通勤手当の支給要件に該当する公立学校等会計年度任用職員(教育委員会が定める者を除く。)のうち、有料の駐車場を併せて利用している公立学校等会計年度任用職員は、常勤の学校職員の例により通勤手当等を加算する。

2 前項の規定により加算する額は、常勤の学校職員の例により算出した額に一週間当たりの要勤務日数を五で除した割合を乗じて得た額(その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(給与の減額)

第二十九条 条例第九条の教育委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 公立学校等会計年度任用職員勤務時間等規則第八条第一項に規定する休日(同項の規定により代休日)を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した公立学校等会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日)である場合

二 公立学校等会計年度任用職員勤務時間等規則第十一条又は第十二条第一項に規定する休暇による場合

三 前二号のほか、勤務しないことにつき教育委員会の承認があった場合

第三十条 条例第九条に規定する勤務しない時間は、その給与期間に勤務しなかった全時間数によつて計算する。この場合において、一時間未満の端数が三十分以上のときは一時間とし、三十分未満のときは切り捨てる。ただし、授業一回当たりの単価で報酬の額を定めるパートタイム公立学校等会計年度任用職員にあっては、条例第九条に規定する勤務しない時間は、その授業一回の間に勤務しなかった時間数によつて計算する。この場合において、授業一回の間に勤務しなかった時間が授業一回当たりの正規の勤務時間るときは一時間とし、授業一回当たりの正規の勤務時間未満のときは教育委員会が別に定める。

2 減額すべき給与額は、フルタイム公立学校等会計年度任用職員にあっては減額すべき事由の生じた月の分の給料及び地域手当に対応する額と、パートタイム公立学校等会計年度任用職員にあっては減額すべき事由の生じた月の分の報酬に対応する額とし、それぞれの月以降の給料及び地域手当又は報酬から差し引く。

第三十一条 条例第九条第三号に規定するパートタイム公立学校等会計年度任用職員が勤務しないときは、第二十九条各号に掲げる場合を除き、その勤務しない時間一時間につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を減額して給与を支給する。

一 月額で報酬の額を定めるパートタイム公立学校等会計年度任用職員 条例第五条第五項の規定により月額で定めた報酬額に十二を乗じて得た額を、一週間当たりの正規の勤務時間に五十二を乗じて得た数で除して得た額

二 時間額で報酬の額を定めるパートタイム公立学校等会計年度任用職員 条例第五条第五項の規定により時間額で定めた報酬額

三 日額で報酬の額を定めるパートタイム公立学校等会計年度任用職員 条例第五条第五項の規定により日額で定めた報酬額を一日当たりの正規の勤務時間で除して得た額

四 授業一回当たりの単価で報酬の額を定めるパートタイム公立学校等会計年度任用職員 条例第五条第五項の規定により授業一回当たりの単価で定めた報酬の額(端数計算)

第三十二条 第十条第一号、第三号及び第四号並びに前条第一号、第三号及び第四号に規定する額を算定する場合において、その額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げるものとする。

(給与の口座振込み)

第三十三条 条例第三条の規定による給与の口座振込みの方法は、公立学校等会計年度任用職員から申出があった場合、その者に対する給与の全部又は一部をその者の預金又は貯金への振込み(以下「振込み」という。)によつて、支払うものとする。

2 前項の申出は、書面を教育長に提出して行うものとする。申出を変更する場合についても同様とする。

3 前項の書面には、振込みを希望する金額、振込みを受ける預金又は貯金の口座その他振込みの実施に必要な事項(申出を変更する場合にあつては、変更しようとする事項)を記載しなければならない。

4 前二項に定める書面の様式及びその必要とする記載事項は、教育長が定めるものとする。

(実施に関し必要な事項)

第三十四条 この規則の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。

2 この規則により難い事情があると認められるときは、教育長は、人事委員会の承認を得て別段の取扱いを行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

(令和二年六月に支給する期末手当の特例)

2 令和元年十二月二日から令和二年三月三十一日までの間において特別職の職員で非常勤のもの、報酬及び費用弁償に関する条例(昭和三十一年群馬県条例第三十五号)の適用を受ける非常勤職員(一週間当たりの勤務時間が二十九時間以上であつた非常勤職員に限る。)として在職した期間は、令和二年六月に支給する期末手当に係る第十四条第一項の在職期間に算入する。

(経過措置)

3 条例附則第三条に規定する教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる公立学校等会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)において施行日の前日における業務と同種の業務に従事する月額公立学校等会計年度任用職員 施行日の前日における報酬の月額から条例附則第三条に規定する給料月額等を減じて得た額

二 施行日において施行日の前日における業務と異なる業務に従事する月額公立学校等会計年度任用職員 施行日の前日において施行日における業務と同種の業務に従事したと仮定した場合におけるその者の受けるべき報酬の月額から条例附則第三条に規定する給料月額等を減じて得た額

4 前項に定める額を受ける月額公立学校等会計年度任用職員が退職し、当該退職に引き続きことなく再び条例の適用を受ける月額公立学校等会計年度任用職員となつた場合は、前項に定める額は支給しない。

別表第一(第六条関係)

給料表の種類等

号 給

栄養職給料表

事務補助職

一号給から四十九号給まで

一般事務職(一)

一号給

一般事務職(二)

五号給から十三号給まで

一般事務職(三)

九号給から十七号給まで

一般事務職(四)

十三号給から二十一号給まで

一般事務職(五)

十七号給から二十五号給まで

一般事務職(六)

二十一号給から二十九号給まで

事務職給料表

二十五号給から三十三号給まで

備考 一般事務職については、職務の内容と責任に応じ教育長が一般事務職(一)から一般事務職(六)までに分類する。

別表第二(第七条関係)

経歴の種類	職務との関係	換算率
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間	職務に直接有用な知識又は技術を修得するために必要と認められるもの	十割以下
国家公務員、地方公務員、旧公共企業体職員、政府関係機関職員又は外国政府職員としての在職期間	職務の種類が類似しているもの	十割以下
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	その他のもの	八割以下
	直接関係があると認められるもの	十割以下

別表第三(第八条関係)

その他の期間	その他のもの	八割以下
		二・五割以下

前会計年度における勤務時間による区分	換算率
一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める学校職員の一週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間であるもの	十割以下
一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める学校職員の一週間当たりの通常の勤務時間に満たないものうち、一週間当たりの通常の勤務時間が二十九時間以上であるもの	八割以下
一週間当たりの通常の勤務時間が二十時間以上二十九時間未満であるもの	五割以下
一週間当たりの通常の勤務時間が二十時間未満であるもの	零

別表第四(第十九条関係)

片道の使用距離	交通用具の種類	
	自動車又は原動機付自転車	自転車
二キロメートル以上三キロメートル未満	四輪のもの 一、〇〇〇円	二輪のもの 一、三〇〇円
三キロメートル以上四キロメートル未満	二、〇七〇円	二、三〇〇円
四キロメートル以上五キロメートル未満	二、六六〇円	
五キロメートル以上六キロメートル未満	四、一〇〇円	
六キロメートル以上七キロメートル未満	四、一〇〇円	
七キロメートル以上八キロメートル未満	四、四四〇円	四、一〇〇円
八キロメートル以上九キロメートル未満	五、〇三〇円	
九キロメートル以上十キロメートル未満	五、六二〇円	
十キロメートル以上十一キロメートル未満	六、五〇〇円	
十一キロメートル以上十二キロメートル未満	六、八〇〇円	

十二キロメートル以上十三キロメートル未満	七、三九〇円	六、五〇〇円	六、五〇〇円
十三キロメートル以上十四キロメートル未満	七、九九〇円		
十四キロメートル以上十五キロメートル未満	八、五八〇円		
十五キロメートル以上十六キロメートル未満	九、一七〇円		
十六キロメートル以上十七キロメートル未満	九、七六〇円		
十七キロメートル以上十八キロメートル未満	一〇、三五〇円	八、九〇〇円	八、九〇〇円
十八キロメートル以上十九キロメートル未満	一〇、九四〇円		
十九キロメートル以上二十キロメートル未満	一一、五三〇円		
二十キロメートル以上二十一キロメートル未満	一二、一一〇円		
二十一キロメートル以上二十二キロメートル未満	一二、七二〇円		
二十二キロメートル以上二十三キロメートル未満	一三、三二〇円	一一、三〇〇円	一一、三〇〇円
二十三キロメートル以上二十四キロメートル未満	一三、九〇〇円		
二十四キロメートル以上二十五キロメートル未満	一四、四九〇円		
二十五キロメートル以上二十六キロメートル未満	一五、〇八〇円		
二十六キロメートル以上二十七キロメートル未満	一五、六八〇円		
二十七キロメートル以上二十八キロメートル未満	一六、二七〇円	一三、七〇〇円	一三、七〇〇円
二十八キロメートル以上二十九キロメートル未満	一六、八六〇円		
二十九キロメートル以上三十キロメートル未満	一七、四五〇円		
三十キロメートル以上三十一キロメートル未満	一八、〇四〇円		
三十一キロメートル以上三十二キロメートル未満	一八、六三〇円		
三十二キロメートル以上三十三キロメートル未満	一九、二二〇円	一六、一〇〇円	一六、一〇〇円
三十三キロメートル以上三十四キロメートル未満	一九、八二〇円		
三十四キロメートル以上三十五キロメートル未満	二〇、四一〇円		
三十五キロメートル以上三十六キロメートル未満	二一、〇〇〇円		

三十六キロメートル以上三十七キロメートル未満	二一、五九〇円		
三十七キロメートル以上三八キロメートル未満	二二、一八〇円	一八、五〇〇円	
三十八キロメートル以上三十九キロメートル未満	二三、四九〇円	一八、五〇〇円	
三十九キロメートル以上四十キロメートル未満	二四、〇九〇円		
四十キロメートル以上四十一キロメートル未満	二四、六八〇円		
四十一キロメートル以上四十二キロメートル未満	二五、二七〇円		
四十二キロメートル以上四十三キロメートル未満	二六、九二〇円	二〇、九〇〇円	
四十三キロメートル以上四十四キロメートル未満	二七、五一〇円	二〇、九〇〇円	
四十四キロメートル以上四十五キロメートル未満	二八、一〇〇円		
四十五キロメートル以上四十六キロメートル未満	二八、六九〇円		
四十六キロメートル以上四十七キロメートル未満	三〇、一九〇円		
四十七キロメートル以上四十八キロメートル未満	三〇、七八〇円	二二、八〇〇円	
四十八キロメートル以上四十九キロメートル未満	三一、三七〇円	二二、八〇〇円	
四十九キロメートル以上五十キロメートル未満	三一、九六〇円		
五十キロメートル以上五十一キロメートル未満	三三、三〇〇円		
五十一キロメートル以上五十二キロメートル未満	三三、八九〇円		
五十二キロメートル以上五十三キロメートル未満	三四、四九〇円	二二、七〇〇円	
五十三キロメートル以上五十四キロメートル未満	三五、〇八〇円	二二、七〇〇円	
五十四キロメートル以上五十五キロメートル未満	三六、三二〇円		
五十五キロメートル以上五十六キロメートル未満	三六、九一〇円		
五十六キロメートル以上五十七キロメートル未満	三七、五〇〇円		
五十七キロメートル以上五十八キロメートル未満	三八、〇九〇円	二二、六〇〇円	
五十八キロメートル以上五十九キロメートル未満	三九、二五〇円	二二、六〇〇円	
五十九キロメートル以上六十キロメートル未満	三九、八五〇円		

六十キロメートル以上六十一キロメートル未満	四〇、四四〇円		
六十一キロメートル以上六十二キロメートル未満	四一、〇三〇円		
六十二キロメートル以上六十三キロメートル未満	四二、一〇〇円		
六十三キロメートル以上六十四キロメートル未満	四二、六九〇円		
六十四キロメートル以上六十五キロメートル未満	四三、二八〇円		
六十五キロメートル以上六十六キロメートル未満	四三、八八〇円		
六十六キロメートル以上六十七キロメートル未満	四四、九一〇円		
六十七キロメートル以上六十八キロメートル未満	四五、五〇〇円		
六十八キロメートル以上六十九キロメートル未満	四六、〇九〇円		
六十九キロメートル以上七十キロメートル未満	四六、六八〇円		
七十キロメートル以上七十一キロメートル未満	四七、六五〇円		
七十一キロメートル以上七十二キロメートル未満	四八、二四〇円		
七十二キロメートル以上七十三キロメートル未満	四八、八四〇円		
七十三キロメートル以上七十四キロメートル未満	四九、四三〇円		
七十四キロメートル以上			

一四六円を十二・四で除して得た額に二・三二円を加えた額に片道の使用距離から算出した数(キロメートルを単位とする片道の使用距離の整数部分に〇・五を加えた数をいう。)を乗じ、その額に四十二を乗じて得た額に六・三〇〇円を加えて得た額(その額に一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た額)

二四、五〇〇円
二四、五〇〇円

別表第五(第十九条関係)

片道の使用距離	交通用具の種類	
	四輪のもの	二輪のもの
二キロメートル以上三キロメートル未満	自動車又は原動機付自転車 一〇〇円	
三キロメートル以上四キロメートル未満	一〇〇円	自転車 一一〇円
四キロメートル以上五キロメートル未満	一三〇円	
五キロメートル以上六キロメートル未満	二〇〇円	
六キロメートル以上七キロメートル未満	二〇〇円	
七キロメートル以上八キロメートル未満	二二〇円	二〇〇円
八キロメートル以上九キロメートル未満	二四〇円	
九キロメートル以上十キロメートル未満	二七〇円	
十キロメートル以上十一キロメートル未満	三二〇円	
十一キロメートル以上十二キロメートル未満	三二〇円	
十二キロメートル以上十三キロメートル未満	三五〇円	三二〇円
十三キロメートル以上十四キロメートル未満	三八〇円	
十四キロメートル以上十五キロメートル未満	四一〇円	
十五キロメートル以上十六キロメートル未満	四四〇円	
十六キロメートル以上十七キロメートル未満	四六〇円	
十七キロメートル以上十八キロメートル未満	四九〇円	四二〇円
十八キロメートル以上十九キロメートル未満	五二〇円	四二〇円
十九キロメートル以上二十キロメートル未満	五五〇円	
二十キロメートル以上二十一キロメートル未満	五八〇円	
二十一キロメートル以上二十二キロメートル未満	六一〇円	
二十二キロメートル以上二十三キロメートル未満	六三〇円	五四〇円

二十三キロメートル以上二十四キロメートル未満	六六〇円		
二十四キロメートル以上二十五キロメートル未満	六九〇円		
二十五キロメートル以上二十六キロメートル未満	七二〇円		
二十六キロメートル以上二十七キロメートル未満	七五〇円		
二十七キロメートル以上二十八キロメートル未満	七七〇円	六五〇円	六五〇円
二十八キロメートル以上二十九キロメートル未満	八〇〇円		
二十九キロメートル以上三十キロメートル未満	八三〇円		
三十キロメートル以上三十一キロメートル未満	八六〇円		
三十一キロメートル以上三十二キロメートル未満	八九〇円		
三十二キロメートル以上三十三キロメートル未満	九二〇円	七七〇円	七七〇円
三十三キロメートル以上三十四キロメートル未満	九四〇円		
三十四キロメートル以上三十五キロメートル未満	九七〇円		
三十五キロメートル以上三十六キロメートル未満	一、〇〇〇円		
三十六キロメートル以上三十七キロメートル未満	一、〇三〇円		
三十七キロメートル以上三十八キロメートル未満	一、〇六〇円	八八〇円	八八〇円
三十八キロメートル以上三十九キロメートル未満	一、一〇〇円		
三十九キロメートル以上四十キロメートル未満	一、一五〇円		
四十キロメートル以上四十一キロメートル未満	一、一八〇円		
四十一キロメートル以上四十二キロメートル未満	一、二〇〇円		
四十二キロメートル以上四十三キロメートル未満	一、二八〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円
四十三キロメートル以上四十四キロメートル未満	一、三二〇円		
四十四キロメートル以上四十五キロメートル未満	一、三四〇円		
四十五キロメートル以上四十六キロメートル未満	一、三七〇円		
四十六キロメートル以上四十七キロメートル未満	一、四四〇円		

四十七キロメートル以上四十八キロメートル未満	一、四七〇円	一、〇四〇円	一、〇四〇円
四十八キロメートル以上四十九キロメートル未満	一、四九〇円		
四十九キロメートル以上五十キロメートル未満	一、五二〇円		
五十キロメートル以上五十一キロメートル未満	一、五九〇円		
五十一キロメートル以上五十二キロメートル未満	一、六一〇円		
五十二キロメートル以上五十三キロメートル未満	一、六四〇円	一、〇八〇円	一、〇八〇円
五十三キロメートル以上五十四キロメートル未満	一、六七〇円		
五十四キロメートル以上五十五キロメートル未満	一、七三〇円		
五十五キロメートル以上五十六キロメートル未満	一、七六〇円		
五十六キロメートル以上五十七キロメートル未満	一、七九〇円		
五十七キロメートル以上五十八キロメートル未満	一、八一〇円	一、二二〇円	一、二二〇円
五十八キロメートル以上五十九キロメートル未満	一、八七〇円		
五十九キロメートル以上六十キロメートル未満	一、九〇〇円		
六十キロメートル以上六十一キロメートル未満	一、九三〇円		
六十一キロメートル以上六十二キロメートル未満	一、九五〇円		
六十二キロメートル以上六十三キロメートル未満	二、〇〇〇円		
六十三キロメートル以上六十四キロメートル未満	二、〇三〇円		
六十四キロメートル以上六十五キロメートル未満	二、〇六〇円		
六十五キロメートル以上六十六キロメートル未満	二、〇九〇円		
六十六キロメートル以上六十七キロメートル未満	二、一四〇円		
六十七キロメートル以上六十八キロメートル未満	二、一七〇円		
六十八キロメートル以上六十九キロメートル未満	二、一九〇円	一、一七〇円	一、一七〇円
六十九キロメートル以上七十キロメートル未満	二、二二〇円		
七十キロメートル以上七十一キロメートル未満	二、二七〇円		

七十一キロメートル以上七十二キロメートル未満	二、三〇〇円	別表第四の七十四キロメートル以上の項に規定する額を二十一で除して得た額(その額に一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た額)
七十二キロメートル以上七十三キロメートル未満	二、三三〇円	
七十三キロメートル以上七十四キロメートル未満	二、三五〇円	
七十四キロメートル以上		

群馬県公立学校等会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

群馬県教育委員会規則第二十四号

群馬県公立学校等会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成六年群馬県条例第三十八号。以下「条例」という。)第二十二條の規定により、群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例(令和元年群馬県条例第十五号)第二条第二項に規定するフルタイム公立学校等会計年度任用職員(以下「フルタイム公立学校等会計年度任用職員」という。)及び同項に規定するパートタイム公立学校等会計年度任用職員(以下「パートタイム公立学校等会計年度任用職員」という。)(以下「公立学校等会計年度任用職員」と総称する。)の勤務時間、休暇等について群馬県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が定める場合における基準を定めることを目的とする。

(一週間の勤務時間)

第二条 フルタイム公立学校等会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、四週を超えない期間につき一週間当たり三十八時間四十五分とする。

2 パートタイム公立学校等会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、四週を超えない期間につき一週間当たり三十八時間四十五分に満たない範囲内で、教育委員会が定める。

(週休日及び勤務時間の割振り)
 第三条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、教育委員会は、パートタイム公立学校等会計年度任用職員については、これらの日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けることができる。

2 教育委員会は、月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき七時間四十分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、パートタイム公立学校等会計年度任用職員については、一週間ごとの期間について、一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第四条 教育委員会は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある公立学校等会計年度任用職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 教育委員会は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、四週間ごとの期間につき八日の週休日(パートタイム公立学校等会計年度任用職員にあつては、八日以上の週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該学校等の特殊の必要により、四週間ごとの期間につき八日(パートタイム公立学校等会計年度任用職員にあつては、八日以上)の週休日を設けることが困難である公立学校等会計年度任用職員については、四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で週休日を設ける場合には、この限りでない。

3 前二項の定めるところに従い週休日及び勤務時間の割振りを定める場合の基準については、常勤の学校職員の例を基準として教育委員会が定める。

(週休日の振替等)
 第五条 教育委員会は、公立学校等会計年度任用職員に第三条第一項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、第三条第二項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この条において「勤務日」という。)を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ること(以下「週休日の振替」という。)又は勤務日の勤務時間のうち教育委員会が定める勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該教育委員会が定める勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ること(以下「勤務時間の割振り変更」という。)ができる。

2 前項の規定により週休日の振替又は勤務時間の割振り変更を行う場合の基準については、常勤の学校職員の例を基準として教育委員会が定める。

(休憩時間)
 第六条 教育委員会は、一日の勤務時間が、六時間を超える場合においては少なくとも四十五分、八時間を超える場合においては少なくとも一時間の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置かなければならない。

2 前項の休憩時間を付与する場合の基準については、常勤の学校職員の例を基準として教育委員会が定める。
 (休日)

第七条 公立学校等会計年度任用職員は、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、第二条から第五条までに規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)においても勤務することを要しない。十二月二十九日から翌年の一月三日までの日(祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。)についても、同様とする。

(休日の代休日)
 第八条 教育委員会は、公立学校等会計年度任用職員に祝日法による休日又は年末年始の休日(以下「休日」と総称する。)である第三条第二項、第四条又は第五条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日等」という。)に割り振られた勤務時間の全部(次項において「休日の全勤務時間」という。)について特に勤務することを命じた場合には、当該休日前に、当該休日に代わる日(以下この条において「代休日」という。)として、当該休日後の勤務日等(休日を除く。)を指定することができる。

2 前項の規定により代休日を指定された公立学校等会計年度任用職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

3 第一項の規定により代休日の指定をすることができる勤務日等の期間の範囲及び指定の手続等については、常勤の学校職員の例を基準として教育委員会が定める。
 (断続的な勤務及び正規の勤務時間以外の時間における勤務)
 第九条 教育委員会が指定する日の正規の勤務時間において公立学校等会計年度任用職員に断続的な勤務をすることを命ずるについては、常勤の学校職員の例によるものとする。

2 教育委員会が正規の勤務時間以外の時間において公立学校等会計年度任用職員に前項に規定する勤務以外の勤務(以下「時間外勤務」という。)をすることを命ずることについては、常勤の学校職員の例によるものとする。

(育児又は介護を行う公立学校等会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)
 第十条 育児又は介護を行う公立学校等会計年度任用職員の深夜における勤務及び時間外勤務の制限については、常勤の学校職員の例によるものとする。

(年次有給休暇)
 第十一条 年次有給休暇は、一の年度(四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。)ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、公立学校等会計年度任用職員の継続勤務する期間、第二条の規定により定める一週間当たりの勤務時間(以下「一週間当たりの勤務時間」という。)又は勤務日の日数に応じて、二十日を超えない範囲内で教育委員会が定める日数とする。

2 教育委員会は、年次有給休暇を公立学校等会計年度任用職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務

の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。
(年次有給休暇以外の休暇)

- 第十二条 教育委員会は、次の各号に掲げる場合には、公立学校等会計年度任用職員(第三号から第七号までに掲げる場合にあつては、教育委員会が定める公立学校等会計年度任用職員を除く。)に対して当該各号に定める期間の有給休暇を与えるものとする。
 - 一 選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
 - 二 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
 - 三 地震、水害、火災その他の災害により公立学校等会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該公立学校等会計年度任用職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 連続する七日の範囲内の期間
 - 四 公立学校等会計年度任用職員が地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間
 - 五 地震、水害、火災その他の災害時において、公立学校等会計年度任用職員が出勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間
 - 六 公立学校等会計年度任用職員の親族(別表の親族欄に掲げる親族に限る。)が死亡した場合で、公立学校等会計年度任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数(葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあつては、往復に要する日数を加えた日数)の範囲内の期間
 - 七 公立学校等会計年度任用職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 連続する五日の範囲内の期間
 - 八 公立学校等会計年度任用職員(一週間の勤務日が三日以上とされており、かつ、一週間当たりの勤務時間が二十時間以上である公立学校等会計年度任用職員に限る。)が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度の七月から九月までの期間内において、四日の範囲内で教育委員会が定める期間
 - 九 公立学校等会計年度任用職員が公務上の傷病又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)第二条第二項に規定する通勤、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第七条第二項に規定する通勤又は群馬県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十二年群馬県条例第三十六号)第二条の二第一項に規定する通勤をいう。以下同じ。)による傷病のため療養する必要がある場合で、その勤務しないことがやむを得ない

2

と認められるとき 三日を超えない範囲内で必要と認められる期間
教育委員会は、次の各号に掲げる場合には、公立学校等会計年度任用職員(第三号及び第十四号に掲げる場合にあつては、教育委員会が定める公立学校等会計年度任用職員を除く。)に対して当該各号に定める期間の有給休暇を与えるものとする。

- 一 六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定である女子の公立学校等会計年度任用職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間
- 二 女子の公立学校等会計年度任用職員が出産した場合 出産の日の翌日から八週間を経過する日までの期間
- 三 生後一年に達しない子(条例第十一条の二第一項において子に含まれるものとされる者を含む。第五号イ及びハを除き、以下同じ。)を育てる公立学校等会計年度任用職員が、その子の授乳等を行う場合 一日二回それぞれ三十分以内の期間
- 四 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する公立学校等会計年度任用職員(一週間の勤務日が三日以上とされている公立学校等会計年度任用職員であつて、六月以上継続勤務しているものに限り。)が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話(通院等の付添いを含む。)を行うこと又は疾病の予防を図るために予防接種若しくは健康診断を受けさせることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において五日(当該子の数が二以上の場合にあつては、十日)の範囲内の期間
- 五 次に掲げる者(ハに掲げる者にあつては、公立学校等会計年度任用職員と同居しているものに限る。)で負傷、疾病又は老齢により二週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下この号において「要介護者」という。)の介護及び要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話を行う公立学校等会計年度任用職員(一週間の勤務日が三日以上とされている公立学校等会計年度任用職員であつて、六月以上継続勤務しているものに限る。)が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において五日(要介護者の数が二以上の場合にあつては、十日)の範囲内の期間
- イ 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号及び別表において同じ。)、父母、子及び配偶者の父母
- ロ 祖父母、孫及び兄弟姉妹
- ハ 父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者及び配偶者の子の配偶者(条例第十一条の二第四項に規定する要介護者をいう。以下同じ。)
- 六 介護をする公立学校等会計年度任用職員であつて、次のいずれにも該当するものが、当該介護をするため、教育委員会が、公立学校等会計年度任用職員の申出に基づき、当該要介護者ごとに、三回を超えず、かつ、通算して九十三日を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合 指定期間内において必要と認められる期間

- イ 当該申出の時点において一年以上継続勤務している者
- ロ 要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態にある間において初めてこの号に規定する休暇を使用しようとする日から起算して九十三日を経過する日から六月を経過する日までの間に、任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了することが明らかでない者
- ハ 一週間の勤務日が三日以上とされている者又は週以外の期間によつて勤務日が定められている場合で一年間の勤務日が百二十一日以上である者
- 七 要介護者の介護をする公立学校等会計年度任用職員(次のいずれにも該当するものに限る。)が、当該介護をするため、当該要介護者ごとに連続する三年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 当該連続する三年の期間内において一日につき二時間(当該公立学校等会計年度任用職員について一日の正規の勤務時間から五時間四十五分を減じた時間が二時間を下回る場合は、当該減じた時間)を超えない範囲内で必要と認められる期間
- イ この号に規定する休暇の承認を請求する時点において、一年以上継続勤務している者
- ロ 一週間の勤務日が三日以上とされている者又は週以外の期間によつて勤務日が定められている場合で一年間の勤務日が百二十一日以上である者
- ハ 一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である者
- 八 生理日における女子の公立学校等会計年度任用職員が、生理のため勤務するこゝとが著しく困難である旨申し出た場合 必要と認められる期間
- 九 女子の公立学校等会計年度任用職員が母子保健法(昭和四十年法律第四百十一号)第十条に規定する保健指導又は同法第十三条に規定する健康診査(以下「保健指導等」という。)に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間
- 十 妊娠中又は出産後一年以内の女子の公立学校等会計年度任用職員が、保健指導等を受ける場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 次に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ次に定める回数(当該保健指導等を行う医師等に特別の指示を受けた場合には、いずれの区分についてもその指示された回数)で、一回につき一日の正規の勤務時間の範囲内で必要と認められる期間
 - イ 妊娠二十三週までの期間 四週間に一回
 - ロ 妊娠二十四週から三十五週までの期間 二週間に一回
 - ハ 妊娠三十六週から出産までの期間 一週間に一回
 - ニ 出産後一年までの期間 出産後一年間に一回
- 十一 妊娠中の女子の公立学校等会計年度任用職員が、通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に支障を与える程度に及ぶ場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日を通じて一時間を超えない範囲内で必要と認められる期間
- 十二 公立学校等会計年度任用職員が公務上の傷病又は通勤による傷病のため療養する必要がある場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき

必要と認められる期間(前項第九号に定める期間を除く。)

十三 公立学校等会計年度任用職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合(前項第九号並びに第八号、第九号及び前号に掲げる場合を除く。)

一の年度において、十日の範囲内で、一週間当たりの勤務時間又は勤務日の日数に応じて教育委員会が定める期間

十四 公立学校等会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

(休暇の請求等)

第十三条 公立学校等会計年度任用職員の休暇の請求等の手続については、常勤の学校職員の例を基準として教育委員会が定める。

(特例)

第十四条 教育委員会は、公立学校等会計年度任用職員の勤務条件の特殊性により、この規則の規定によることができないう場合又はこの規則の規定によることが著しく不相当であると認める場合には、第二条から前条までの規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得て、公立学校等会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等に関し必要な事項を定めることができる。

第十五条 この規則に定めるもののほか、公立学校等会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関し必要な事項は、その職務の性質等を考慮して、教育委員会が別に定めるものとする。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

別表(第十二条関係)

親族		日数
配偶者	七日	七日
父母又は配偶者の父母	七日	七日
子	五日	五日
祖父母	三日(公立学校等会計年度任用職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、七日)	三日
孫	一日	一日
兄弟姉妹	三日	三日

おじ又はおば	一日(公立学校等会計年度任用職員が代襲相続は、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、七日)
父母の配偶者	七日
子の配偶者又は配偶者の子	五日
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	三日
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	一日
おじ若しくはおばの配偶者又は配偶者のおじ若しくはおば	一日

群馬県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

群馬県教育委員会規則第二十五号

群馬県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則

(群馬県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第一条 群馬県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十一年群馬県教育委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第十七条第三項中「これら」を「前二項」に、「第二十八条の規定による」を「その者の号給を当該初任給として受けるべき号給とする」に改める。

第二十三条の見出しを「(勤務成績の証明)」に改め、同条中「学校職員の条例」を「条例」に、「もの」を「ところにより行うもの」に、「の認定」を「の証明」に改め、後段を削る。

第二十四条の見出し中「昇給」を「昇給区分及び昇給」に改め、同条第一項及び第二項を次のように改める。

学校職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分(以下「昇給区分」という。)は、前条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該学校職員が次の各号に掲げる学校職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

- 一 勤務成績が特に良好である学校職員 A

- 二 勤務成績が良好である学校職員 B
- 三 勤務成績がやや良好でない学校職員 C
- 四 勤務成績が良好でない学校職員 D

2 条例第六條第四項の規定による昇給の号給数は、昇給区分に応じて別表第十五の二に定める昇給号給数表に定める号給数とする。

第二十四条第五項中「承認号給数」を「第一項の規定により昇給区分をAに決定する学校職員の昇給の号給数から四(条例第六條第六項の規定の適用を受ける学校職員にあつては、零)を減じた号給数」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を削り、同条第三項中「前二項に規定する号給数」を「第二項又は第三項の規定による昇給の号給数が、一に、「同項」を、「第二項及び第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 前年の昇給日後に新たに学校職員となつた者又は同日後に第十七条第三項、第二十一条第一号若しくは第二十八条第一項の規定により号給を決定された者の昇給の号給数は、人事委員会の承認を得て教育委員会が別に定める。

4 前二項の規定による号給数が零となる学校職員は、昇給しない。

別表第九 1 大学卒の部 六 大学四卒の項(2)中「国立看護大学校」を「国立研究開発法人国立国際医療研究センター国立看護大学校(旧国立看護大学校)」に改め、同項(8)中「都道府県立農業者研修教育施設(農業改良助長法施行令(昭和二十七年政令第四百四十八号)第三条に基づき農林水産大臣の指定する教育機関をいう。以下同じ)」を「農業改良助長法施行令(昭和二十七年政令第四百四十八号)第三条第一号に基づき農林水産大臣の指定する都道府県立農業者研修教育施設(以下「都道府県立農業者研修教育施設」という)に改め、同項(2)中「鯉淵学園」を「旧鯉淵学園」に改め、同表 2 短大卒の部 一 短大三卒の項(1)中「二年制」を削り、「(2)の卒業」を「以下同じ。」の卒業又は専門職大学の修業年限三年の前期課程の修了」に改め、同項(2)を同項(2)とし、同項(8)から同項(20)までを同項(20)から同項(22)までとし、同項(17)中「鯉淵学園」を「旧鯉淵学園」に改め、同項(17)を同項(19)とし、同項(16)中「研究部門」を「研究課程」に改め、同項(16)を同項(18)とし、同項(13)から同項(15)までを同項(15)から同項(17)までとし、同項(12)の次に次のように加える。

(13) 歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四号)による歯科衛生士学校又は歯科衛生士養成所(いずれも修業年限三年以上のものに限る。)の卒業

(14) 歯科技工士法(昭和三十年法律第六十八号)第十四条第二号の規定に基づき都道府県知事が指定した歯科技工士養成所の昼間課程(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十六年法律第五十一号)による改正前の同号の規定に基づき厚生労働大臣が指定した歯科技工士養成所の昼間課程を含むものとし、「高校三卒」を入学資格とする修業年限三年以上のものに限る。)の卒業

別表第九 2 短大卒の部 二 短大二卒の項(1)中「昼間課程二年制」を「昼間課程」に、「(2)の卒業」を「以下同じ。」の卒業又は専門職大学の修業年限二年の前期課程の修了」に改め、同項(6)中「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構」を

「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構(旧独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構)」に改め、同項(7)中「旧独立行政法人海員学校」の下に「(旧海員学校を含む。以下同じ。)」を加え、同項(14)中「歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四号)」を「歯科衛生士学校養成所指定規則の一部を改正する省令(平成十六年文部科学省・厚生労働省令第五号)」による改正前の歯科衛生士学校養成所指定規則(昭和二十五年文部省・厚生省令第一号)」に改め、同項(15)中「(昭和三十年法律第六十八号)」を削り、「歯科技工士養成所」の下に「の課程」を、「卒業」の下に「(一)短大三卒の項(14)に規定するものを除く。)」を加え、同項(19)中「第二十一条第一号に規定する学校又は同条第二号に規定する看護師養成所の進学課程(同法第二十一条第三号)」を「による看護師学校又は看護師養成所の進学課程(同法第二十一条第四号)」に改め、同項(20)中「職業能力開発大学校又は職業能力開発総合大学校の専門課程」を「若しくは職業能力開発大学校の専門課程又は職業能力開発総合大学校の特定専門課程」に改め、「特別高等訓練課程」の下に「並びに職業能力開発総合大学校の旧専門課程」を加え、同項(22)中「養成部門」を「養成課程」に改め、同表3高校卒の部2高校三卒の項(8)を削る。

別表第十五の次に次の一表を加える。

別表第十五の二(第二十四条関係)

昇給号給数表

昇給区分	A	B	C	D
昇給の号給数	5以上	4	1以上3以下	0
	1以上	0		

備考 この表に定める上段の号給数は条例第六条第六項の規定の適用を受ける学校職員以外の学校職員に、下段の号給数は同項の規定の適用を受ける学校職員に適用する。

(群馬県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 群馬県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成三十一年群馬県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

附則

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第一条中別表第九の改正規定及び第二条の規定は公布の日から、附則第五項及び第六項の規定は令和三年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)から令和三年三月三十一日までの間における群馬県公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年群馬県条例第四十一号。以下「条例」という。)第六条第四項の規定による昇給の号給数は、第一条の規定による改正後の群馬県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第二十四条第一項及び第二項並びに別表第十五の二の規定にかかわらず、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める号給数とする。

一 勤務成績が良好である学校職員であつて、人事委員会の承認を得て教育委員会が定める基準に該当するもの。 条例第六条第五項に規定する標準とする号給数(次号において「標準号給数」という。)に人事委員会の承認を得て教育委員会が定めた号給数を加算した号給数

二 勤務成績が良好である学校職員 標準号給数

3 前項の規定にかかわらず、施行日から令和三年三月三十一日までの間における条例第六条第六項の規定の適用を受ける学校職員の号給数は、改正後の規則第二十四条第一項及び第二項並びに別表第十五の二の規定にかかわらず、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める号給数とする。

一 前項第一号の基準に該当する学校職員 二号給

二 その他の学校職員 一号給

4 前二項の規定を適用する場合における改正後の規則第二十四条第四項から第六項までの規定の適用については、同条第四項中「前二項」とあるのは「群馬県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則(令和二年群馬県教育委員会規則第二十五号。以下「この条において「改正規則」という。)」附則第二項若しくは第三項又は前項」と、同条第五項中「第二項又は」とあるのは「改正規則附則第二項若しくは第三項又は」と、同条第六項中「第一項の規定により昇給区分をAに決定する学校職員の昇給の号給数から四(条例第六条第六項の規定の適用を受ける学校職員にあつては、零)を減じた」とあるのは「人事委員会の承認を得て教育委員会が定めた」とする。

5 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間における条例第六条第六項の規定の適用を受ける職員については、改正後の規則第二十四条第六項及び別表第十五の二の規定の適用については、同項中「零」とあるのは「一」と、同表中

1以上	0	とあるのは
2以上	1	とする。

6 特段の措置が必要と認められる学校職員については、当分の間、あらかじめ人事委員会の承認を得て教育委員会が定めた号給数を改正後の規則第二十四条第二項の規定による号給数とすることができる。

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
令和二年三月三十一日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

群馬県教育委員会規則第二十六号

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第一条 群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則(昭和三十五年群馬県教育委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条の五中「一万六千円」を「一万六千円」に改める。

第四十四条の七第一項第一号中「百分の百十七・五以上百分の百九十五」を「百分の百十五以上百分の百九十」に改め、同項第二号中「百分の百六以上百分の百十七・五」を「百分の百三・五以上百分の百十五」に改め、同項第三号及び第四号中「百分の九十四・五」を「百分の九十二」に改める。

附則第十六項を次のように改める。

(令和七年四月一日における届出の特例)

16 令和七年三月三十一日において群馬県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和元年群馬県条例第二十七号)附則第四条第一項の規定による住居手当を支給されている学校職員であつて、同年四月一日においても引き続き当該住居手当に係る住宅を借り受け、家賃を支払っているものうち、同日に条例第十五条の二第二項各号に該当することとなるものについては、同年三月三十一日において支給されていた住居手当に係る第十五条の六第一項(群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則(令和二年群馬県教育委員会規則第二十六号)附則第四項において準用する場合を含む。)の規定により行われた届出を令和七年四月一日において支給されることとなる住居手当

に係る同条第一項の規定により行われた届出とみなす。
 (群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)
 第二条 群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則(平成七年群馬県教育委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。
 附則中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

(群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)
 第三条 群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則(平成十八年群馬県教育委員会規則第二十五号)の一部を次のように改正する。
 附則第四項中「百分の百九十五」を「百分の百九十一」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定による改正後の群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則第十五条の五及び附則第十六項の改正規定、第二条並びに次項から附則第五項までの規定は、令和四年四月一日から施行する。

(改正条例附則第四条の規定による住居手当の支給)

2 教育委員会は、令和四年三月三十一日に群馬県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和元年群馬県条例第二十七号。以下「改正条例」という。)による改正前の群馬県公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年群馬県条例第四十一号)第十五条の二の規定により支給されていた住居手当に係る事実(令和四年三月二日から同年四月一日までの間における当該住居手当に係る家賃の月額の変更を含む。)を群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則(以下「規則」という。)(第十五条の六第一項に規定する住居届その他の資料により確認し、当該住居手当を受けていた学校職員が改正条例附則第四条第一項に規定する学校職員である場合は、令和四年四月一日において支給すべき同項の規定による住居手当の月額を決定しなければならない)。

3 改正条例附則第四条第一項の規定による住居手当の支給は、令和四年四月から開始し、学校職員が同項の学校職員たる要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)又は令和七年三月のいずれか早い月をもって終わる。

4 規則第十五条の二及び第十五条の六から第十五条の十まで(第十五条の九第一項を除く。)(の規定は、改正条例附則第四条の規定による住居手当の支給について準用する。

5 前三項に定めるもののほか、改正条例附則第四条の規定による住居手当の支給に關し必要な事項は、教育委員会が定める。

教育委員会訓令

群馬県教育委員会訓令甲第一号

事務局

職員勤務時間及び休憩時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 各教育機関(学校を除く。)

令和二年三月三十一日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

職員勤務時間及び休憩時間に関する規程の一部を改正する訓令

職員の勤務時間及び休憩時間に関する規程(昭和三十八年群馬県教育委員会訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「もの及び」を「もの、」に、「認めたもの」を「認めたもの及び規則第二条の十第四項第三号に規定する職員のうち所屬長が認めたもの」に改め、同条第十項中「養育又は介護等の状況申出書」を「養育、介護等又は障害の状況届」に改め、同条第十三項中「養育又は介護等の状況変更届」を「養育、介護等又は障害の状況変更届」に改める。

別記様式第四号中「養育又は介護等の状況申出書」を「養育、介護等又は障害の状況届」に改める。

「 子の養育
 要介護者等の介護等」を「 子の養育
 要介護者等の介護等
 職員」に改める。

「1 母に係る子」を「1 子」に改める。

「(3) 介護等が必要になった時期」
 年 月 日

「(3) 介護等が必要になった時期」
 年 月 日

3 職員の状況

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第2条第1号に規定する障害者である職員のうち、同法第37条第2項に規定する対象障害者である職員

勤務時間の割振りについて配慮を必要とする者として衛生管理医(教育長が労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第14条第2項に定める要件(以下「産業医の要件」という。)を備えた医師である職員のうちから指名し、又は産業医の要件を備えた医師である者として委嘱したものをいう。)が認める職員

に改め、同様注に次のように加える。

4 「3 職員の状況」は、群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する規則第2条の10第4項第3号に規定する職員が申し出る場合に、該当する□にシ印を記入すること。

5 「3 職員の状況」の「障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第2条第1号に規定する障害者である職員のうち、同法第37条第2項に規定する対象障害者である職員」に該当する場合は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の写しを添付すること。

6 「3 職員の状況」の「勤務時間の割振りについて配慮を必要とする者」であることについては、衛生管理医が、当該職員を診断した医師の意見書その他の必要な情報に基づき判断するものとする。

別記様式様式第5号中「介護等」や「介護等・障害」に加える。
別記様式様式第7号中「養育又は介護等の状況変更届」や「養育、介護等又は障害の状

況変更届」及び
「 子の養育
 要介護者等の介護等」
や
「 子の養育
 要介護者等の介護等
 職員」

に改め、同様注中「又は介護等」や「介護等又は障害」に加える。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
